あゆ有効活用計画検討会議設置要綱

(目的)

第1条 「あゆ」を活用した観光・地域振興等の取組の推進に向け、取組の方向性を県全体で共有するための計画の策定を目的として、「あゆ有効活用計画検討会議」(以下「検討会議」という。)を 設置する。

(検討会議の機能)

- 第2条 検討会議は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、 検討を行う。
- (1) 計画の策定、進捗管理に関すること
- (2) 検討会議の運営等に関すること
- (3) その他計画策定の推進に向けて必要な事項

(委員の構成)

- 第3条 検討会議の委員は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学識経験者
- (2)企業・団体の役職員
- (3) 国・地方公共団体の職員
- (4) その他第1条の目的を達成するため相応しい者

(委員長、副委員長)

- 第4条 検討会議に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員並びに委員長及び副委員長の任期は就任から令和4年3月31日までとする。

(会議)

- 第6条 検討会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、 説明その他協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、高知県水産振興部漁業振興課に置く。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。